



あつまれ、ちびっ子!!

# ブラウブリッツ秋田サッカースクール キッズ (年中・年長) コース

生徒大募集中!

元気な子どもに  
育てたい!!

サッカー選手に  
なってほしい!

体力を  
つけたい!



初心者・なでしこも大歓迎!  
ジュニアガー!  
目指せ、

初回のみ無料体験実施中!!  
水曜 15:20~16:20

会場：ブラウブリッツ秋田土崎室内練習場(セリオン横)

ブラウブリッツ秋田のプロスタッフが幼児から小学生まで一貫したコンセプトの下、子どもたちにサッカーの楽しさを伝えています。技術向上だけでなく子どもたちの自立や自発性、仲間との協調性といった「こころの成長」を目標に活動しています。

秋田県出身のプロサッカー選手の育成と、地域のスター選手の輩出を目指しています。



当日予約OK! 無料体験・見学をお考えの方は、下記電話番号までお気軽にご相談ください。

# ブラウブリッツ秋田 サッカースクール(秋田校 年中・年長コース)申込書

①お子様の情報	お名前	フリガナ		生年月日	20	年	月	日	園名	学	年
	性別		血液型	所属	※サッカースポーツ少年団・クラブ(所属している場合のみ)						

②ウェアサイズ	ウェア	サイズ・注文数量				価格	
	プラクティスシャツ(半袖)	130	140	150	160	S	4,600円
	プラクティスパンツ	130	140	150	160	S	3,300円
	トレーニングストッキング	16~18	19~21	22~24	25~27		1,500円

③保護者の情報	お名前	フリガナ		住所	〒 -						
	連絡先	自宅	( - )	メール	パソコン	( )	携帯電話	( )			
	勤務先	緊急連絡先			( - )	口座振替	秋田銀行・北都銀行				

※保護者勤務先をご記入ください

※お申込み完了後、口座自動振替依頼書に必要事項をご記入いただきます。

口座自動振替は手続き完了後となります。自動口座振替のお手続きの完了までは、お振込をお願いいたします。

※振込名義人は、原則として参加しているお子様のお名前をお願いいたします。

【費用】月会費(4,320円)／年会費(6,480円)／入会費(4,320円)＋スクールウェア費用 となります。

## スクールQ&A

### Q.無料体験に参加したいけどどうやって申し込みばいいの？

A.無料体験のお申込みはお電話またはメールにてお申し込みください。メールでのお申込みは上記申込書の①②と保護者ご連絡先を明記の上ご連絡ください。

### Q.ボールやスパイク(履物)はどうすればいいの？

A.屋外でのスクールの際はスパイクではなくトレーニングシューズをご持参ください。体育館など屋内の場合は運動が出来る中履をご持参ください。  
ボールについては、年中・年長クラスはブラウブリッツで準備いたします。1・2年生以上のクラスについては各自ご持参ください。  
サッカーをするのが初めてでまだボールを持っていない場合は事前にその旨お申し付けください。

### Q.お水やタオルは？

A.飲み物や汗拭きタオルは各自でご持参ください。また、汗などをかき帰りの際風邪などを引かないように着替えをご持参ください。

### Q.急遽いけなくなってしまった場合はどうすればいいの？

A.クラブ宛(070-5475-5860)にお電話ください。担当コーチに伝言いたします。

### Q.雨の場合はどこで行うの？

A.天候により体育館などの変更についてはブラウブリッツ秋田公式ホームページ「ニュース」欄に当日の12時までに掲載いたします。

### Q.正式に入会したいけどいつからどうやって入会すればいいの？

A.正式入会申込みはブラウブリッツ秋田公式ホームページから受け付けております。スマートフォンからもお申込みいただけます。インターネット環境のない方はこちらの申込書にご記入の上、FAXまたはご郵送ください。

### Q.無料体験は何度でも参加できるの？

A.初めての方のみ、初回無料体験をお受付いたします。

## ブラウブリッツ秋田サッカースクール規約

第1条(名称及び所在地) 本サッカークラブ(以下、「本クラブ」という)は、ブラウブリッツ秋田サッカースクールと称し、株式会社ブラウブリッツ秋田が主催、運営を行い、本事務所を秋田県秋田市山王3-1-7東カンビル1Fに置きます。

第2条(目的) 本クラブは、秋田県内のサッカー技術の向上及び普及に努めると共に、スポーツへの正しい理解を深め子どもたちの健全な心身の育成を図り、地域のスポーツ振興に寄与することを目的とします。

第3条(入会資格及び手続) 本スクールに入会するには、次の要件を備えていなければなりません。1.本スクールの目的に賛同し、本規約に同意及び遵守できること。2.スポーツを行うに適した健康状態であること。

第4条(入会金、年会費等) 会員は、入会金4,320円、年会費6,480円、月謝(秋田校週一コース:4,320円、秋田校週二コース:7,560円、大仙校4,320円、八幡スクール由利本荘またはにかほ:2週に1回/月2回は3,240円、由利本荘・にかほスクール週1回/月4回は4,320円、スペシャル特選コース/月8回7,560円)で、一旦納金した各費用は、返金致しかねます。

第5条(費用の支払い方法) 本規約に基づき費用等の支払い方法は、入会の際にご登録頂いた銀行の預金口座からの自動引き落としとなります。また、入会月および口座振替手続きの完了に至るまではご自身でのお振込となります。

第6条(遵守事項) 会員は本規約を遵守すると共に、会場での諸規則に従うものとします。

第7条(活動期間) 本クラブの活動期間は、原則として毎年4月から翌3月までの1年間とします。秋田校の開催は毎週月・火・水・木とし、大仙校の開催は毎週金曜日、由利本荘・にかほ校は各週で火曜日とします。雨天代替えについては、極力振替日を設けますが、その決定及び日程調整は、本クラブに一任するものとします。

第8条(欠席) 当日のレッスンを欠席される場合は、レッスン開始1時間前までにスクール事務局までにご連絡ください。ご連絡いただけない場合は振替レッスンの受講の権利は付与されませんのでご注意ください。なお、欠席の有無に関わらず、月会費は全額引きおとし、またはお支払い頂きます。(第11条休会中を除く)

第9条(届出事項の変更) 会員は、本クラブに届け出た氏名、住所、電話番号等について変更があった場合、所定の届出用紙により遅滞なく本クラブに届出するものとします。尚、前述の届け出がないため本クラブからの通知または送付書類、その他のものが届着または到着しなかった場合については、通常期日に到着したものと見なし、本クラブは一切責任を負わないものとします。

第10条(退会) 1.会員が退会をご希望する場合は、退会希望月の20日までに本スクール事務局スタッフ、またはFAXにて退会届を提出ください。2.退会後、再入会される場合は改めて入会金を納入していただきます。

第11条(休会) 1.会員が会員都合により休会する場合は、所定の届出用紙により、休会を希望する月の前月20日までに本クラブに休会届を提出し、本クラブの承認を得るものとします。2.休会を希望する月の前月20日までに休会届を提出されていない休会希望者は、休会希望月の月謝1回分を支払うものとします。※連続して3ヶ月以上休会の場合は、本クラブ側から自動退会を施行することが可能となります。

第12条(復帰) 1.休会した会員が復帰する場合は、所定の届出用紙に復帰希望月を記入し、速やかに本クラブの承認を得るものとします。2.休会した会員が復帰した場合、復帰月より1ヶ月分を月謝として支払うものとなります。

第13条(継続) 会員から退会の意思表示がない場合には、毎月自動継続されるものとします。

第14条(保険) 会員は入会手続き終了後、スポーツ安全保険に加入となります。加入手続きは本クラブが行い、保険料負担は本クラブが負うものとします。傷害事故の場合における保険は加入する保険会社の約款通りとなります。

第15条(負傷時の処置) 1.本スクール生が、レッスン中に負傷した場合には、本スクールコーチ、スタッフが応急処置を行い、必要に応じて病院に搬送等、その状況に応じた対応をいたします。2.本スクール指導者の管理外で生じた事故、盗難、また本スクールの管理内であっても本スクール指導者の指示に従わなかった事故、盗難、またはそれに伴う負傷については、本スクールはその責任を負いかねます。

第16条(除名) 会員(観戦者を含む)が、次の事項等に該当するときは、その他本クラブが会員として不適切と判断した者について、本クラブ会員より除名することができるものとします。1.本規約に違反したとき又は違反したと判断されたとき 2.サッカースクールの名譽と品性を著しく毀損したとき 3.年会費・諸費用等を2ヶ月以上滞納または、連絡に応じない場合(連絡に応じない場合勤務先に連絡することがございます。) 4.無断で2ヶ月以上欠席した場合(この間の月会費はお支払いいただきます。)

第17条(休講・閉講) 本クラブは、天災地変、社会情勢の変化、その他当クラブの存続を困難とする事由が生じたときは、無条件に休講もしくは閉講することができるとします。

第18条(免責) 会員は、本クラブにおける盗難、粉砕、傷害その他の事故について、本クラブに対して何ら損害賠償を求めないものとし、本クラブは賠償しないものとします。

第19条(付則) 本クラブは必要に応じ、随時本規約を改正することができるとともに、本規約に関する事項又は本規約に定める事項について、細則を定めることができるものとします。尚、本規約の変更について本クラブより変更内容通知は、新会員規約を付送後にスクールに参加した場合、本規約に関する変更事項及び新会員規約を承認したものとみなします。

第20条(効力) 本規約は、2014年9月1日より発効するものとします。

**お申し込み FAX:018-874-9778**